

## 付議事件及び審議結果

5月21日上程

報告第 2号	町長の専決処分事項の報告について	5月21日	承認
議案第27号	坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて	5月21日	同意
議案第28号	坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月21日	同意
議案第29号	坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月21日	同意
発議第 1号	地域交通網対策特別委員会の設置について	5月21日	可決
発議第 2号	坂城駅周辺活性化特別委員会の設置について	5月21日	可決
発議第 3号	議会改革等特別委員会の設置について	5月21日	可決
発議第 4号	広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について	5月21日	可決

## 平成27年第1回坂城町議会臨時会

### 目 次

第1日 5月21日(木)

○議事日程	2
○町長招集あいさつ	3
○議長の選挙について	3
○議席の指定について	4
○会議録署名議員の指名について	5
○会期の決定について	5
○副議長の選挙～農業委員の推薦について	5
○報告第2号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	9
○議案第27号～議案第29号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	15
○発議第1号～発議第4号の趣旨説明、質疑、採決	17
○特別委員会委員の選任について	19
○町長閉会あいさつ	20

## 平成27年第1回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成27年5月21日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 5月21日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 "	塩野入猛君	9 "	塩入弘文君
3 "	朝倉国勝君	10 "	山崎正志君
4 "	小宮山定彦君	11 "	中嶋登君
5 "	柳沢収君	12 "	大森茂彦君
6 "	滝沢幸映君	13 "	塚田忠君
7 "	西沢悦子君	14 "	入日時子君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山村弘君
副 町 長	宮下和久君
教 育 長	宮崎義也君
会 計 管 理 者	春日英次君
総 務 課 長	田中一夫君
企 画 政 策 課 長	柳澤博君
住 民 環 境 課 長	金子豊君
福 祉 健 康 課 長	大井裕君
子 育 て 推 進 室 長	宮嶋敬一君
産 業 振 興 課 長	塚田陽一君
建 設 課 長	青木知之君
教 育 文 化 課 長	宮下和久君
収 納 対 策 推 進 幹	池上浩君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村田よし子君
ま ち 創 生 推 進 室 長	関貞巳君
総 務 課 長 補 佐	臼井洋一君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	伊達博巳君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹内祐一君
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	山崎金一君
議 会 書 記	小宮山和美君

## 10. 議事日程

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 議長選挙について
- 第 3 議席の指定について
- 第 4 会議録署名議員の指名について
- 第 5 会期の決定について
- 第 6 副議長選挙について
- 第 7 常任委員会委員の選任について
- 第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 第 9 一部事務組合議会議員等の選挙について
- 第 10 坂城町農業委員会委員の推薦について
- 第 11 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 12 議案第 27 号 坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 13 議案第 28 号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 14 議案第 29 号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 15 発議第 1 号 地域交通網対策特別委員会の設置について
- 追加第 16 発議第 2 号 坂城駅周辺活性化特別委員会の設置について
- 追加第 17 発議第 3 号 議会改革等特別委員会の設置について
- 追加第 18 発議第 4 号 広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について
- 追加第 19 特別委員会委員の選任について

## 11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議会事務局長（山崎君）** 事務局長の山崎です。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の塩入弘文議員をご紹介します。

**議長（塩入君）** ただいまご紹介いただきました塩入弘文です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回坂城町議会臨時会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。  
直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

---

**議長（塩入君）** 町長から招集の挨拶があります。

**町長（山村君）** 皆さんおはようございます。本日ここに、平成27年第1回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心より感謝を申し上げます。

さて、このたびの統一地方選挙で当選されました議員の皆様、心からお祝いを申し上げます。私も、町民の皆様、また議員の皆様の温かいご支援をいただき、再び町政を担当することになりました。4年間の経験を生かし、新たな決意と情熱を持って、「輝く元気な町づくり」に取り組んでまいりたいと考えております。今後ともご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、私のこれからの町政に対する考え方につきましては、6月の議会定例会において述べさせていただきます。

本議会にご審議をお願いいたします案件は、議会の人事案件のほか、一般会計及び特別会計補正予算と税条例の改正の専決処分事項の報告、議会選出の監査委員の選任、副町長、識見を有する監査委員の選任についての4件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

**議長（塩入君）** 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「仮議席の指定について」

**議長（塩入君）** 仮議席は、ただいま着席のとおりといたします。

---

◎日程第2「議長の選挙について」

**議長（塩入君）** お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塩入君）** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（塩入君）** 異議なしと認めます。

よって、ただいま臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に、塚田正平君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名いたしました塚田正平君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（塩入君）** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました塚田正平君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました塚田正平君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで塚田正平君の発言を許します。

**1番（塚田君）** 議長の就任に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。このたび、議員の皆様のご推挙をいただき議長の職を務めさせていただくことになりました。もとより、日に浅く、未熟の身であります。今後とも議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます。

4月の議会議員の改選により、新しい議会が整いました。町民の皆様から選ばれた二元代表の一翼として、町民の負託に応えるべく誠心誠意努力いたします。心新たに緊張感ある議会運営と明るく元気な町政発展のため、鋭意務める所存であります。

理事者を初め、職員の皆様には、これまでに増してご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

**議長（塩入君）** 新議長が決まりましたので、臨時議長の職務が終わりました。各位のご協力に感謝申し上げます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時07分～再開 午前10時08分)

**議長（塚田君）** 再開いたします。

---

◎日程第3「議席の指定について」

**議長（塚田君）** 議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。議席番号と氏名を職員に朗読させます。

**議会事務局長（山崎君）** 朗読いたします。

1 番 塚田正平君、2 番 塩野入猛君、3 番 朝倉国勝君、4 番 小宮山定彦君、5 番 柳沢収君、6 番 滝沢幸映君、7 番 西沢悦子さん、8 番 吉川まゆみさん、9 番 塩入弘文君、10 番 山崎正志君、11 番 中嶋登君、12 番 大森茂彦君、13 番 塚田忠君、14 番 入日時子さん。以上であります。

**議長（塚田君）** ただいまの朗読のとおり指定いたします。

---

◎日程第4「会議録署名議員の指名について」

**議長（塚田君）** 会議規則第127条の規定により、2番、塩野入猛君、3番、朝倉国勝君を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第5「会期の決定について」

**議長（塚田君）** お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第6「副議長の選挙について」

**議長（塚田君）** お諮りいたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思えます

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、塩野入猛君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長に指名いたしました塩野入猛君を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(塚田君)** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました塩野入猛君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました塩野入猛君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで塩野入猛君の発言を許します。

**2番(塩野入君)** このたび、議員各位のご推挙により副議長の職につかせていただきました塩野入猛であります。もとより、浅学非才の身ではございますが、その責任の重さを痛感しながら、議長を補佐し地方創生などの新しい時代に向けて精いっぱい努力をしてしてまいる所存であります。議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

また、理事者、職員の皆様にも格段のご協力をお願い申し上げ、就任のご挨拶といたします。

**議長(塚田君)** 次に、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**町長(山村君)** 平成27年第1回坂城町臨時会におきまして、議長に塚田正平議員、副議長に塩野入猛議員が推挙され、就任されましたことを心からお祝い申し上げます。

さて、議会とは、申すまでもなく町民の皆さんの意思を代表、決定する合議制の機関であり、議決により地方公共団体、すなわち坂城町の意思を決定する議決機関であります。この中におきまして、議長は議会を代表し、また副議長は議長を補佐するという大変重要な重い重責を担われます。

執行側の私たちともども、それぞれの役割を分担し、相互に独立しながらも連携を保ち、「輝く元気な坂城町づくり」に向けて、ともに頑張らせていただきたいと思います。つきましても、健康が第一でございます。健康に留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げます、お祝いの挨拶とさせていただきます。本日は、まことにめでとうございました。

---

◎日程第7「常任委員会委員の選任について」

**議長(塚田君)** 常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長において指名いたすことになっております。職員をして朗読のとおり指名したいと思います。

**議会事務局長(山崎君)** 朗読いたします。

総務産業常任委員会委員、西沢悦子さん、柳沢収君、塩野入猛君、塚田忠君、中嶋登君、塩入弘文君、小宮山定彦君。

社会文教常任委員会委員、吉川まゆみさん、滝沢幸映君、塚田正平君、入日時子さん、大森茂彦君、山崎正志君、朝倉国勝君。以上であります。

**議長（塚田君）** お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり各常任委員会の委員を指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり各常任委員会の委員を選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による常任委員長及び同副委員長の互選の結果について、報告を申し上げます。

総務産業常任委員長、西沢悦子さん、同副委員長、柳沢収君。

社会文教常任委員長、吉川まゆみさん、同副委員長、滝沢幸映君。以上であります。

---

◎日程第8「議会運営委員会委員の選任について」

**議長（塚田君）** 議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長において指名いたすことになっております。職員をして朗読のとおり指名いたしたいと思えます。

**議会事務局長（山崎君）** 朗読いたします。

議会運営委員会委員、塩入弘文君、西沢悦子さん、入日時子さん、山崎正志君、吉川まゆみさん。以上であります。

**議長（塚田君）** お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、議会運営委員会委員を指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり議会運営委員会委員を選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による議会運営委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

議会運営委員長、塩入弘文君、同副委員長、西沢悦子さん。以上であります。

---

◎日程第9「一部事務組合議会議員等の選挙について」

**議長（塚田君）** 選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

職員に朗読させます。

**議会事務局長（山崎君）** 朗読いたします。

長野広域連合議会議員、塚田正平君、入日時子さん。

上田地域広域連合議会議員、塩野入猛君、塩入弘文君。

葛尾組合議会議員、中嶋登君、山崎正志君、吉川まゆみさん、滝沢幸映君。

千曲衛生施設組合議会議員、塚田忠君、西沢悦子さん、小宮山定彦君。

六ヶ郷用水組合議会議員、塩野入猛君、入日時子さん、塚田忠君、朝倉国勝君。

千曲坂城消防組合議会議員、大森茂彦君、柳沢収君、朝倉国勝君。以上であります。

**議長（塚田君）** お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり議長指名による当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれが一部事務組合議会議員に当選されました。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

◎日程第10「坂城町農業委員会委員の推薦について」

**議長（塚田君）** 議会推薦による坂城町農業委員の推薦を行います。議会推薦による農業委員は3名とし、うち2名については初めにお諮りいたします。

坂城町農業委員に、坂城町大字南条3753番地 宮下鈴子さん、坂城町大字上五明749番地 近藤やえ子さんの2名を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認め、宮下鈴子さん、近藤やえ子さんを農業委員に推薦することに決定いたしました。

ここで地方自治法第117条の規定により、3番 朝倉国勝君の退席を求めます。

（朝倉国勝議員 退席）

議長（塚田君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時19分～再開 午前10時20分）

議長（塚田君） 再開いたします。

お諮りいたします。坂城町農業委員に、朝倉国勝君を推薦したいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、朝倉国勝君を農業委員に推薦することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時21分～再開 午前10時22分）

議長（塚田君） 再開いたします。

---

◎日程第11「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

議長（塚田君） 職員に報告を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第3号から第10号まで続けてご説明申し上げます。

まず、専決第3号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令が改正され、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、坂城町税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

主な内容といたしまして、五つの税目について改正がございます。

初めに、軽自動車税でございますが、昨年の税制改正により平成27年度から税額を引き上げるとしていましたが、原付自転車などの二輪車及び小型特殊自動車の税額について、引き上げの適用開始時期を1年延期し、平成28年度からとする改正をいたしました。

また、平成27年4月から平成28年3月までに新規登録された軽四輪車等で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の少ないものについて、翌年度分の軽自動車税を軽減する特例措置、グリーン化特例を導入いたしました。

次に、個人町民税でございますが、住宅借入れ等、特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除について、その適用となる対象期限を1年半延長する改正をいたしました。

また、居住市町村以外の市町村への寄附金、いわゆるふるさと納税を行った場合に受けられる住民税の寄附金税額控除の申告手続について、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合には、確定申告などの申告手続をすることなく、住民税の寄附金税額控除を受けることができるふるさと納税ワンストップ特例を創設いたしました。この特例については、

平成27年4月以降に行われたふるさと納税から適用となります。

次に、法人町民税でございますが、法人町民税均等割の税額区分の基準であります資本金等の額について、この資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額を均等割の税額区分の基準とするとして改正をいたしました。

次に、町たばこ税でございますが、旧3級品の紙巻きたばこにつきましては、特例税額が設けられておりますが、この特例税額を平成28年4月から段階的に廃止するとして改正をいたしました。

最後に、固定資産税でございますが、平成27年4月1日から平成29年3月31日までに新築されたサービス付高齢者向け賃貸住宅のうち、要件を満たすものについて、固定資産税を5年間軽減するとして改正をいたしました。

次に、専決第4号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

本案は、国の税制改正により地方税法及び関係法令等が改正され、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の医療給付費分である基礎課税額にかかわる課税限度額を52万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を17万円に、介護納付金課税額にかかわる課税限度額を16万円に、それぞれ引き上げる改正をいたしました。

一方、前年の所得額が一定の所得基準以下の世帯につきましては、均等割額及び平等割額を所得額に応じて、課税額の7割・5割・2割を軽減する負担軽減措置を行っております。

この負担軽減措置の対象世帯を拡大するため、軽減措置の所得判定基準について、軽減判定所得の算定に用いる被保険者の数に乘すべき金額を、5割軽減は26万円に、2割軽減は47万円にそれぞれ引き上げる改正をいたしました。

次に、専決第5号「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について」ご説明申し上げます。

本件は、地方交付税の確定や法人町民税の増収により、専決をいたしましたものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億329万円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億8,970万7千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容につきましては、法人町民税2,600万円、地方交付税7,453万3千円をそれぞれ増額いたしました。

歳出の主なものにつきましては、文教施設整備基金への積立金1億9,880万円を増額し、介護保険特別会計への繰出金1,791万円を減額したほか、特別会計への繰出金を初め、それぞれの事業実績等により精算、調整をいたしましたものでございます。

次に、専決第6号「平成26年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ39万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,679万4千円といたしましたものでございます。

歳入の主な内容につきましては、分担金及び負担金10万4千円、使用料及び手数料29万円をそれぞれ減額いたしました。

歳出の主なものにつきましては、一般管理費21万8千円、文書広報費39万9千円、財産管理費293万円をそれぞれ減額したほか、設備基金積立金で315万3千円を増額いたしましたものでございます。

続きまして、専決第7号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,539万5千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ16億8,371万3千円といたしましたものでございます。

歳入の主な内容につきましては、国民健康保険税508万6千円を増額し、療養給付費交付金3,649万9千円、共同事業交付金1,880万円を減額いたしましたものでございます。

また歳出の主な内容といたしましては、保険給付費7,004万9千円、保健事業費384万8千円を減額し、予備費400万3千円を増額いたしましたものでございます。

次に、専決第8号「平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ154万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億4,455万9千円といたしましたものでございます。

補正の内容といたしましては、平成26年度の受益者負担金、使用料等の歳入の確定及び繰越事業を含めた公共下水道事業の精算に伴う補正でございます。

歳入につきましては、受益者負担金194万1千円、下水道使用料及び手数料566万1千円を増額し、一般会計繰入金914万円を減額いたしましたものでございます。

歳出につきましては、下水道事業費146万8千円を増額し、一般管理費258万9千円、公債費41万9千円を減額いたしましたものでございます。

次に、専決第9号「平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億906万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,455万9千円といたしましたものでございます。

歳入の主な内容につきましては、保険料322万円を増額し、国庫支出金3,352万6千円、支払基金交付金3,566万円、県支出金1,704万8千円、一般会計繰入金

1, 791万円、基金繰入金822万7千円を減額いたしましたものでございます。

また、歳出の主な内容につきましては、総務費255万1千円、保険給付費1億2,734万3千円、地域支援事業費189万1千円を減額し、基金積立金1,676万4千円、予備費596万1千円を増額いたしましたものでございます。

最後に、専決第10号「平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ448万9千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億7,619万3千円といたしましたものでございます。

歳入の主な内容につきましては、後期高齢者医療保険料240万7千円、保健基盤安定繰入金220万5千円を増額し、事務費繰入金17万円を減額いたしましたものでございます。

また歳出の主な内容につきましては、総務費8万6千円を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金456万5千円を増額いたしましたものでございます。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

**議長（塚田君）** 提案理由の説明が終わりました。

報告事項等、調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時42分～再開 午前10時52分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出されました議案を日程に追加いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

専決第3号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」

**議長（塚田君）** これより質疑に入ります。

**12番（大森君）** 1点を質問いたします。

税条例で第1条第4項、先ほど町長の詳細説明あった中身ですが、資本金等の額を有する法人ということで、この税額等について決められるということなんですが、これは課税強化の方向になるのかどうか。そして、この資本金が一体基準、例えば何億円とか、何千万以上とかという、そういう基準には当然ここに入っていないので、そういう基準は設けられていないかと思うんですが、その辺についてはどうなのかということと、あと町内対象の、特に中小零細企業というところの法人が多いので、ここへの影響はどうか、ご答弁願います。

**収納対策推進幹（池上君）** 坂城町税条例の改正にかかわりまして、法人町民税の資本金の額の改正につきまして、ご答弁申し上げます。

法人町民税につきましては、均等割は資本金等の額と従業員数の区分に応じまして5万円から300万円までの区分に分かれております。今回の条例改正につきましては、平成13年、商取引、商法の改正によりまして、自己株式の取得が容易となった結果、資本金等の額が減少してきたと言われております。そこで、資本金等の額が資本金と資本準備金を下回る場合については、資本金と資本金の準備金の合計をもとに判断することとされました。

課税強化になるかどうかということでございますけれども、今申し上げましたように、資本金の中で自社株等の取得によりまして減額されていた分につきましては、その減額の前と照らし合わせて均等割の額が判断をされるということでございます。

坂城町町内の中小業者の影響はどうかということでございますが、こちらの状況につきましては、各事業所によりまして事業の展開によりまして、大分違う要素があるかと思っておりますので、影響等については、今後これから申告が出てまいりますので、そちらを注視をしていきたいというふうに考えております。以上です。

**12番（大森君）** 今、ご答弁の中で、商取引で減額というかマイナスになった、そういうところについても課税されるという話だと思うんですが、これについて、株の大手、大企業なりね、ということと、それと中小零細の株式ということについても、雲泥の差があると思うんですが、どちらかといえば、大企業のを課税させていくのか、それとも均等割ということですので、本当に小規模の株式会社でも、これは順当されるということになってくると、結局課税強化につながるんだというふうに思うんですが、その点は課税強化というふうには判断しなくていいんですか。

**収納対策推進幹（池上君）** 今回の改正が課税強化になるのではないかとのご質問でございますが、この改正につきましては、先ほど申し上げたとおりで、自社株等の取得した場合は、資本金のほうからマイナスした、減額した額で均等割の額を決めてきたということが、今回その分を考慮した額と考慮しない額の差で、考慮しない額を上回る場合は、減額しない金額が資本金等の額ということになりますので、その分につきましては、均等割の額が上昇する可能性はございます。以上でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）承認」

---

専決第4号「坂城町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について」

**議長（塚田君）** これより質疑に入ります。

**7番（西沢さん）** この改正は、地方税法の改正によるものですが、この中で軽減の幅を広げたということですが、坂城町において影響する影響額と、それからその世帯数についてお

伺いたします。

**収納対策推進幹（池上君）** 国民健康保険税の軽減による坂城町の影響はどうかというご質問について答弁申し上げます。

国民健康保健の税額を計算する上では、前年の所得をもとにいたしますので、正確なところは申し上げられませんけれども、今時点の所得の階層を前提としてご答弁申し上げたいというふうに思います。

5割・2割につきまして、それぞれ軽減が多くなるということで、今試算の段階では27世帯の方で約120万ほどがマイナスになるという試算をしております。以上でございます。

**7番（西沢さん）** 今、27世帯、120万というお答えをいただきましたが、この世帯数と額は、これからこの町の国民健康保険を運営していく上で、これ大きいとお考えでしょうか、それともまあ、そんなに影響はないというふうにお考えでしょうか。

**収納対策推進幹（池上君）** 軽減が、町の国保の分で影響が出てこないかどうかということでございますが、今回の改正につきましては、限度額の改正をあわせて行うということといたしました。その中で、それぞれ限度額が上昇することによって、今の試算でいきますと50万程度多くなるという試算をしております。そのような状況も加味しながら、坂城町の国保の会計の中で大きな影響が出るというふうには考えておりません。以上でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第5号「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第6号「平成26年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第7号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第8号「平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第9号「平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第10号「平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

**議長（塚田君）** 日程第12「議案第27号 坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて」から日程第13「議案第28号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」までの2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（塚田君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** では、まず議案第27号「坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、私が2期目、皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますけれども、テーマとして掲げる、「輝く元気な町づくり」あるいは「NewチャレンジSAKAKI」を推進するための補佐役として行政経験豊かで職員から信望も厚く、行動力のある宮下和久君が最適任であると考えております。同姓同名の者がおりますが、現副町長の宮下和久を選任したいと考えております。地方自治法第162条の規定により同意をお願いするものであります。

次に議案第28号「坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、監査委員の任期満了に伴い、現任に大橋房夫氏を引き続き選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意をお願い申し上げます。

大橋氏は、税理士として町内で税理士事務所を経営されており、さらに税理士会上田支部長や長野県連合会副会長などの要職も歴任されておられ、坂城町を中心に上田市、千曲市など幅広く活躍されております。公会計におきましてもその専門的知識を求められる時代で、会計事務に精通された専門的な識見を有する方であり、最適任であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（塚田君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時10分～再開 午前11時11分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

---

◎日程第12「議案第27号 坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて」  
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（塚田君） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時12分～再開 午前11時13分）

議長（塚田君） 再開いたします。

ここで宮下和久君から発言を求められておりますので、許可いたします。

副町長（宮下君） 貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

ただいまは、副町長の選任に当たりまして、議員の皆様全員のご賛同をいただきましたこと、まずもって御礼をいたします。ありがとうございます。

山村町政2期目、町長より副町長という重職を任用いただき、皆様方からご賛同いただきましたこと、もとより軽薄な私にとりまして大変重いことと受けとめております。非力でございますと4年前も申し上げましたが、ここにいる課長、職員と力を合わせまして、今ある状況に満足することなく、日々研さんを重ねまして新たな気持ちで志を持ち、輝く坂城町をつくっていくために努力してまいりたいと存じます。

議員の皆様にはさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

◎日程第13「議案第28号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

---

◎日程第14「議案第29号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

議長（塚田君） 地方自治法第117条の規定により、14番 入日時子さんの退席を求めます。

（入日時子議員 退席）

議長（塚田君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時15分～再開 午前11時16分）

議長（塚田君） 再開いたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 議案第29号「坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、このたびの議会議員の改選に伴い、議会選出の監査委員としてご活躍いただきました宮島祐夫氏の任期満了を迎え、新たに入日時子氏を議会選出監査委員として選任いたしたく、

地方自治法第196条第1項の規定により、同意をお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（塚田君）** 提案理由の説明が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

---

**議長（塚田君）** 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時18分～再開 午前11時19分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第15「発議第1号 地域交通網対策特別委員会の設置について」から追加日程第18「発議第4号 広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に発議を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（塚田君）** 朗読が終わりました。

提出者の趣旨説明を求めます。

初めに、発議第1号について。

13番 塚田忠君の趣旨説明を求めます。

**13番（塚田君）** 発議第1号「地域交通網対策特別委員会の設置について」趣旨説明を行います。

長年の懸案でありました上田坂城バイパスが平成22年3月に本町鼠橋まで開通いたし、利便性の向上が図られているところです。しかし、当町に出入りする幹線道路は一般国道18号、主要地方道長野上田線に限られており、上信越自動車道の完成後も朝夕の通勤時には慢性的な交通渋滞が起きており、広域幹線道路としての機能低下が危惧されております。

このような状況を解消し、地域住民の住環境の向上、地域産業の活性化を図るために、既に事業化されている坂城更埴バイパスの鼠橋から力石バイパスまでの3.8km早期完成、インター先線（千曲川橋梁を含む中之条、網掛間）の建設促進、県道上室賀坂城停車場線等の整備促進を期待するところであります。

そこで、議会といたしましても、特別委員会を設置し、引き続き調査、研究を行い、調査等が終了するまで行うことを提案申し上げます。よろしく審議の上、全員の皆様のご協賛を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

**議長（塚田君）** 次に、発議第2号について。

12番 大森茂彦君の趣旨説明を求めます。

**12番（大森君）** 発議第2号「坂城駅周辺活性化特別委員会の設置について」趣旨説明を行います。

近年、大型店や量販店の地方への進出で地元商業の取り巻く環境は厳しく、全国の商店街ではシャッター通りと称される状況が広がっております。当町においても、生鮮食料品店の閉店で、地域住民の生活にも影響が出ています。

こうした中、昨年5月、坂城駅にエレベーターが設置され、町ではこれにあわせて坂城駅周辺のバリアフリー化を進めております。また、駅周辺には鉄の展示館やふるさと歴史館、文化財センター、169系電車、中心市街地コミュニティセンターなど、町の施設が集中しております。これら施設の連携と有効活用、そして商店の組織や周辺地域住民との協働で、坂城駅周辺の活性化を期待するところであります。

そこで、議会といたしましても特別委員会を設置し、調査、研究を行うことをご提案申し上げる次第でございます。

よろしくご審議の上、全員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（塚田君）** 次に、発議第3号について。

10番 山崎正志君の趣旨説明を求めます。

**10番（山崎君）** 発議第3号「議会改革等特別委員会の設置について」趣旨説明を行います。

地方分権の進展により、自治体の権限が拡大しつつあることに伴い、議会の役割もますます重要となっております。これに対応して、議会改革を積極的に進める地方議会が全国的に広がってきています。

当議会においても、これまで先進地への視察研修等を行い、議会報告会を開催するなど、議会改革に取り組んできたところであります。

地方議会を取り巻く諸課題について、議会として真摯に受けとめ、開かれた議会を目指すため、議会改革等に関する調査、研究を行う特別委員会を設置し、調査等が終了するまで継続して行うことをご提案申し上げる次第であります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

**議長（塚田君）** 次に、発議第4号について。

2番 塩野入猛君の趣旨説明を求めます。

**2番（塩野入君）** 発議第4号「広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について」趣旨説明を行います。

議会の使命は、住民の代表として町の政策を最終的に決定するとともに、その政策を具体化するための条例の制定、改正あるいは廃止、行財政の運営や事業等が効率かつ民主的に執行さ

れているかのチェックなどであります。

さらに、地方自治法第115条では、議会の会議はこれを公開すると規定しております。議会の活動実態、審議の内容及び結果を町民に知らせることは、民主主義の基本であります。

つきましては、特別委員会を設置いたし、議会報の編集、発行について、調査、研究を行うことをご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、全員の皆様のご協賛を賜りますようお願い申し上げて、趣旨説明いたします。

**議長（塚田君）** 以上で趣旨説明を終わります。

---

◎追加日程第15「発議第1号 地域交通網対策特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第16「発議第2号 坂城駅周辺活性化特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第17「発議第3号 議会改革等特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第18「発議第4号 広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第19「特別委員会委員の選任について」

**議長（塚田君）** 特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長において指名いたすことになっております。

職員をして朗読のとおり指名いたしたいと思います。

**議会事務局長（山崎君）** 朗読いたします。

地域交通網対策特別委員会委員、塚田忠君、朝倉国勝君、塩野入猛君、入日時子さん、吉川まゆみさん、西沢悦子さん、柳沢収君。

坂城駅周辺活性化特別委員会委員、大森茂彦君、滝沢幸映君、塩野入猛君、塩入弘文君、吉川まゆみさん、西沢悦子さん、柳沢収君。

議会改革等特別委員会委員、山崎正志君、小宮山定彦君、入日時子さん、塚田忠君、中嶋登君、塩入弘文君、朝倉国勝君。

広報発行対策特別委員会委員、塩野入猛君、朝倉国勝君、西沢悦子さん、滝沢幸映君、小宮

山定彦君。以上であります。

**議長（塚田君）** 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定により、各特別委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

地域交通網対策特別委員長、塚田忠君、同副委員長、朝倉国勝君。

坂城駅周辺活性化特別委員長、大森茂彦君、同副委員長、滝沢幸映君。

議会改革等特別委員長、山崎正志君、同副委員長、小宮山定彦君。

広報発行対策特別委員長、塩野入猛君、同副委員長、朝倉国勝君。

以上であります。

---

**議長（塚田君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 平成27年第1回坂城町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本議会におきまして、ご提案をいたしました全ての案件にご同意をいただきまして、まことに感謝申し上げます。

また、本日は、塚田正平議長さん、塩野入猛副議長さんを初め、監査委員、各常任委員会等坂城町議会の新しい体制が整いました。議員の皆様方におかれましては、それぞれの役割においてご活躍されますことをご期待申し上げます。

さらに、私たち執行部側もこれで新しい体制が整いました。議会並びに執行部側、それぞれの役割を分担する中でも、連携を保ちながら町民の皆さんのために、よりよい坂城町づくりを進めてまいりたいと考えております。

議員各位のご健勝とご活躍を祈念申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

**議長（塚田君）** これにて平成27年第1回坂城町臨時議会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会臨時議長 塩 入 弘 文

坂城町議会議長 塚 田 正 平

坂城町議会議員 塩野入 猛

坂城町議会議員 朝 倉 国 勝